

## 集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し「撤回」を求める会長声明

平成26年7月1日、政府は集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。

集団的自衛権の行使容認は、日本が直接攻撃されなくとも他国の戦争に加わることができることを意味し、憲法の基本原理である恒久平和主義を根本から覆すものであり、憲法第9条のもとでは許されるものではない。そして、このことは長年にわたり歴代内閣により繰り返し確認され堅持されてきたところである。

そもそも、憲法を尊重擁護する義務を負い、憲法に拘束されるはずの政府が国民の意思を問うこともなく解釈という手法により実質的に憲法を改変することは、近代国家における立憲主義に反するものと言わねばならない。

ところで、本閣議決定は、日本が集団的自衛権を行使することができるのは「我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険がある」等の場合に限られるとしている。しかし、これら文言は、抽象的かつ不確定なものであり、時の政府によっていかようにも判断できる余地を残しており、何ら行使の歯止めにはならない。

さらに、国連決議に基づいて侵略国などを制裁する集団安全保障でも、国際協力活動の名の下に武力を使えるようにするなど武力行使の範囲を広げるおそれも残している。

日本が過去の侵略戦争への反省の下、徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し武力によらずに紛争を解決し平和な社会を創り上げる礎になるものである。

新たに集団的自衛権の行使を可能にするという安全保障政策の変更は、東アジアにおける緊張を一層高める結果をもたらすだけである。今、政府に求められていることは、いたずらに近隣諸国を挑発するのではなく、対話により東アジアにおける緊張緩和を率先して進めることである。

集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は、立憲主義と恒久平和主義に反し憲法に違反するものであり、このような憲法に違反する閣議決定に基づく自衛隊法等の法改正は断じて許されるものではない。

群馬弁護士会は、このような集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定に対し、強く抗議し、その撤回を求めるとともに、今後の関係法律の改正等に強く反対するものである。

2014年（平成26年）7月3日

群馬弁護士会

会長 足立 進